社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会居宅介護支援事業所すずらん運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人 滝川市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援及び介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　社会福祉法人滝川市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 すずらん

（２）所在地　滝川市明神町１丁目３番１号

（職員の職種・員数及び職務内容）

第４条　事業所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職　　種	員　　数	職　　務　　内　　容
管　　理　　者 （介護支援専門員）	１	事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援及び介護予防支援の利用者の申込みに係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員	３名以上	管理者の命を受けて居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成並びに指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援及び介護予防支援サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び 12 月 29 日から翌年の１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時 30 分から午後５時 00 分までとする。

（居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法及び内容）
第６条　指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。
（１）相談体制　事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
（２）課題分析票の種類　利用者に対する居宅介護サービス計画案作成のために使用する課題分析方式については、「ＭＤＳ－ＨＣ方式」等とする。
（３）介護予防サービス・支援計画案の作成において、アセスメント領域ごとに利用者の状況を把握する。
（４）居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成
（５）サービス担当者会議　居宅介護サービス計画原案及び介護予防サービス・支援計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。
（６）居宅訪問　居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
（７）その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスが提供されるよう支援を行う。
（利用料）
第７条　指定居宅介護支援及び介護予防支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その指定居宅介護支援及び介護予防支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しません。
（通常の事業の実施地域）
第８条　通常の事業の実施地域は、次の区域とする。
滝川市、赤平市、歌志内市、砂川市、浦臼町、雨竜町、上砂川町、新十津川町
（虐待防止に関する事項）
第９条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（３）その他虐待防止のために必要な措置
２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
（その他運営についての留意事項）
第１０条　居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
２　事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、ハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止について、社会福祉法人滝川市社会福祉協議会ハラスメント防止規程に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
３　職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくな

った後においても同様とする。
4　事業所内に事業に関する相談・苦情窓口を設置し、利用者からの相談、苦情は苦情受付担当者が内容を確認し、利用者へ 10 日以内に対応する。また、サービス事業者にかかる苦情の場合は、サービス事業者に対して解決に向けての調査、協議を行い、利用者へ 10 日以内に対応する。
5　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規程は、平成 15 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 16 年９月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 19 年５月 22 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 23 年５月 19 日から施行し、改正後の規定は、平成 23 年４月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成 23 年 12 月 16 日から施行し、改正後の規定は、平成 23 年 12 月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成 24 年１月 18 日から施行し、改正後の規定は、平成 24 年１月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 26 年５月 22 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年４月 30 日から適用する。
附　則
この規程は、平成 26 年６月 25 日から施行し、平成 26 年６月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成 26 年９月 12 日から施行し、平成 26 年７月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成 28 年 10 月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 28 年 11 月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 29 年６月 21 日から施行する。
附　則
この規程は、平成 29 年７月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成 29 年７月 18 日から施行する。
附　則

この規程は、令和３年３月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和６年６月13日から施行し、改正後の規程は、令和６年２月15日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、令和８年10月１日から施行する。